

私立高等学校等授業料軽減助成申請受付のお知らせ

(財)東京都私学財団では、都内および東京近隣の各県内にある私立高等学校等に通学する生徒の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するために、授業料の一部を助成します。

平成22年度の助成事業は、以下のとおり実施します。

なお、平成22年度から、いわゆる高等学校の授業料無償化に伴う高等学校等就学支援金事業を実施していますが、高等学校等就学支援金を受給されている場合でも、本事業に基づく助成を受けることができます(別紙をご参照ください)。

1 対象者

次の(1)~(3)のすべてに該当する方

(1) 都内に平成22年5月1日以前から引き続いて居住している方

(2) 都内及び東京近隣の各県内にある私立の全日制高等学校(一部の定時制課程を含む)、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(1年生~3年生)、専修学校高等課程に通う生徒の保護者等

(3) 一定の基準に該当する方

2 対象世帯と助成限度額

対象世帯	助成限度額<年額>
生活保護の世帯	179,400円
住民税が非課税又は均等割のみの世帯	139,400円
住民税の年税額が一定基準額以下の世帯	99,400円
勤労生徒の世帯	99,400円

3 申請期間及び申請先

	申請期間等	申請受付
郵送申請	平成22年6月11日(金) ~同年7月21日(水) ※ 最終日(7月21日)消印有効 郵便局の窓口で「特定記録郵便」で。	〒162-8799 牛込郵便局留 (財)東京都私学財団 授業料軽減助成担当
窓口申請	平成22年7月9日(金) 9:30~16:30 7月10日(土) 9:30~16:30 《予備日》 平成22年7月22日(木) 9:30~16:30 7月23日(金) 9:30~20:00	(財)東京都私学財団 授業料軽減助成担当窓口 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 11階 ※ 飯田橋駅下車(JR、大江戸線、東西線、南北線、有楽町線)

4 申請に必要な書類

(1) 申請書(「申請用紙」は、平成22年6月初旬以降、在学している学校からお受け取りください。)

(2) 住民票

(3) 「平成22年度住民税課税(非課税)証明書」等

5 助成の時期

平成22年11月下旬頃

※高等学校等就学支援金との関係で時期が変更になる場合があります。

6 問い合わせ先

(財)東京都私学財団

電話 03(5206)7925 <直通・テレホンガイド>

HPアドレス <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

生活文化スポーツ局私学部私学振興課

電話 03(5320)7770 <テレホンガイド>

HPアドレス <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku>



【問い合わせ先】

財団法人東京都私学財団

電話 03-5206-7923, 7925

生活文化スポーツ局私学部私学振興課

電話 03-5388-3181

(別紙)

私立高等学校等授業料軽減助成と高等学校等就学支援金の関係について

- (財)東京都私学財団が実施する「私立高等学校等授業料軽減助成」と、東京都が実施する「高等学校等就学支援金」は別事業であり、あわせて受けることができます。
(ただし、保護者等が実際に納付する授業料額が、助成額等の合計額の上限となります。)
- 「高等学校等就学支援金」には所得等による制限はありませんが(支給額を加算するための所得制限はあります)、「私立高等学校等授業料軽減助成」には所得等による制限があります。
- 「私立高等学校等授業料軽減助成」では、定時制(一部を除く)・通信制の高等学校及び各種学校は、対象になりません。
- 「私立高等学校等授業料軽減助成」と「高等学校等就学支援金」では、助成限度額等の基準が異なります(以下の図をご参照ください)。

<助成限度額等>

